

令和6年度教育環境の自己点検・評価結果 －概要－

【実施状況】

○評価基準

令和6年10月9日付で本学内部質保証委員会から提出された自己点検・評価結果では、主に本学の教育環境について、前回(R2 年度)実施時からの改善状況を含めた全14基準に対する点検・評価が行われた。

【「教育環境」 評価全14基準】

基準E1:組織構成と教員・職員の配置 (E1-1～E1-5)

基準E2:財務 (E2-1、E2-2)

基準E3:施設・設備 (E3-1～E3-3)

基準E4:内部質保証体制と基準 (E4-1～E4-4) ※大学機関別認証評価において重点評価項目

○自己点検・評価結果

【教育環境】2024年度実施:全14基準

	I	II	III	IV
基準E 1－1	●	●	●	●
基準E 1－2	●	●	●	●
基準E 1－3	●	●	●	●
基準E 1－4	●	●	●	●
基準E 1－5	●	●	●	●
基準E 2－1	●	●	●	●
基準E 2－2	●	●	●	●
基準E 3－1	●	●	●	●
基準E 3－2	●	●	●	●
基準E 3－3	●	●	●	●
基準E 4－1	●	●	●	●
基準E 4－2	●	●	●	●
基準E 4－3	●	●	●	●
基準E 4－4	●	●	●	●

(I : 基準に適合しているとは言えず早急な対処が必要、II : 部分的に基準に適合しておらず改善が必要
III : 基準に適合しているが、継続的に保証する仕組みの構築が必要、IV : 基準に十分適合している)

1 項目を除く全ての項目において、最上位のIV(基準に適合)又は上位から 2 番目のIII(基準に適合しているが、継続的に保証する仕組みの構築が必要)の評価となった。

評価が「II(部分的に基準に適合せず改善が必要)」となった基準E1－5(教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況が適切に公開されていること)については、自己点検・評価実施後に担当部署と連携し、本学 HP 等の教育研究活動等に関する最新情報を更新するなど速やかに改善に向けた取組を行っている。

【参考】

●教育環境の内部質保証基準

基準E1:組織構成と教員・職員の配置

- E1-1 教育研究活動の展開に適した基本組織が構成され、必要な教員・職員が適切に配置されていること
- E1-2 教育研究活動の支援・管理運営を行う事務組織に適切な人員が確保され、教員と役割分担する連携体制が取れていること
- E1-2 教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施により、教育能力を向上させるための組織的取組が行われていること
- E1-4 教員の質を維持向上させるために、教員評価の仕組みが定められていること
- E1-5 教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況が適切に公開されていること

基準E2:財務

- E2-1 教育環境に関わる財務運営の体制が明確に規定され、安定していること
- E2-2 教育環境に関わる財務運営の体制に関して、内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能していること

基準E3:施設・設備

- E3-1 教育環境に関わる管理運営の体制が明確に規定され、機能していること
- E3-2 教育環境に関わる管理運営の体制に関して、内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能していること
- E3-3 教育研究組織及び教育課程に対応した施設、設備及び情報環境が整備され、有効に活用されていること

基準E4:内部質保証体制と基準

- E4-1 教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されていること。また責任体制が明確に規定されていること
- E4-2 教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学がその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化され、共通認識されていること
- E4-3 教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について自己点検・評価され、問題点が改善され、特長が伸ばされていること
- E4-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有していること